

2027 年国際園芸博覧会関係府省庁連絡会議の開催について

令和 5 年 5 月 31 日
関係府省庁申し合わせ

1 2027 年国際園芸博覧会の開催に向けて、関係府省庁の連携体制を構築し、効率的かつ円滑に準備を進めるため、2027 年国際園芸博覧会関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議長 国土交通省都市局長
副議長 農林水産省農産局長

構成員 内閣官房国際博覧会推進本部事務局次長
内閣官房危機管理審議官
内閣官房内閣審議官（内閣広報室）
内閣府政策統括官（防災担当）
内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官
警察庁警備局長
消費者庁次長
デジタル庁国民向けサービスグループ長
復興庁統括官
総務省大臣官房総括審議官
法務省大臣官房政策立案総括審議官
外務省経済局審議官
財務省大臣官房政策立案総括審議官
文部科学省大臣官房総括審議官
文化庁次長
厚生労働省政策統括官（総合政策担当）
経済産業省商務・サービス審議官
観光庁次長
環境省総合環境政策統括官
防衛省大臣官房長

3 連絡会議の庶務は、農林水産省農産局の協力を得て、国土交通省都市局において処理する。

4 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。